



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 31 日(木)
号外第 36 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則 (28) (くらしの安心推進課) 5 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (29) (住まいまちづくり課) . . . 8 鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (30) (農地・水保全課) 10 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を 改正する規則 (31) (林政企画課) 11 鳥取県会計規則等の一部を改正する規則 (32) (会計指導課) 13 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (33) (〃) 20 鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則 (34) (物品契約課) 26
-------	---

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部が改正され、理容所及び美容所を同一の場所で開設する場合に届け出なければならない事項が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県理容師法施行細則の一部改正

理容所開設届及び出張理容確認証の様式に、記載項目を追加する。

(2) 鳥取県美容師法施行細則の一部改正

美容所開設届及び出張美容確認証の様式に、記載項目を追加する。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

良好な景観の形成を図るため、広告物及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に対する規制を改める。

2 規則の概要

(1) 電柱を利用する広告板は、縦1.5メートル以下、横0.5メートル以下で、自由な大きさとするができる。

(2) 電柱に巻き付ける広告板は、表示面積の合計が1平方メートル以下であれば、1本に2個まで設置することができる。

(3) 旗及びのぼりは、表示部分の下端までの高さが1.5メートル以上でなくてもよいこととする。

(4) 広告物の設置を規制している道路又は鉄道に設置を認めている自己の氏名等を表示する広告物について、当該道路又は鉄道に隣接して事業所等がある場合は、その設置を禁止する。

(5) 自己の管理する土地に設置を認めている管理上の必要に基づく広告物について、同一方向のものは1個に制限する。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

(8) 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

経営体育成基盤整備事業に対する国庫補助率が引き上げられたことに伴い、受益者から徴収する分担金の額を引き下げる。

2 規則の概要

(1) 経営体育成基盤整備事業のうち振興山村等において行う事業に係る分担金の額は、工事費の100分の5（現行 100分の10）に相当する額とする。

(2) (1)の対象となる事業に、特定農山村地域において行う事業を加える。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延

長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を平成29年3月31日まで（現行 平成28年3月31日まで）とする。

(2) 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を平成29年3月31日まで（現行 平成28年3月31日まで）とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

会計事務の効率化を図るため、及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことに鑑み、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

ア 会計管理者以外の部及び出納機関以外の機関の出納員が取扱った現金(証券)領収証書原符及び現金(証券)出納簿の検査を毎年1回以上（現行 2回以上）とする。

イ 遅延利息又は違約金の割合を年率2.8パーセント（現行 2.9パーセント）に引き下げる。

ウ 契約締結期限について、落札者が書面により申し出た理由がやむを得ないと契約権者が認める場合は、落札日から7日を超えて締結できることとする。

エ 職員の履歴等の証明に係る手数料の収納事務を小中学校課の出納員に委任する。

オ その他行政組織の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県宿舍管理規則及び鳥取県建設工事執行規則について、(1)のイと同様の改正を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

証紙による収入の方法によらない歳入に新たな手数料を加えるとともに、証紙の返還又は交換の手続等を見直す。

2 規則の概要

(1) 行政不服審査法の規定に基づく写し又は書面の交付に係る手数料は、証紙による収入の方法によらないこととする。

(2) 警察本部における証紙の消印をする者は、警察本部長が定めることとする。

(3) 小売りさばき人の証紙の返還又は交換については、元売りさばき人の証明を要しないこととする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県物品事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

事務の簡素化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 借受物品の受納及び返還について、契約書等を作成する場合は、借受物品受入調書及び借受物品返還調

書を要しないものとする。

- (2) 出納機関における物品不要の決定には、知事の承認を要しないものとする。
- (3) 組織改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。
- (5) 鳥取県会計管理者等事務決裁規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第 1 条 鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第 4 号 (第 4 条関係)</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届 略</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>理容所を開設したいので、理容師法第11条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の 2 の規定に基づく検査を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">同一の場所で現に開設されている美容所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第 7 号 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: center;">出張理容確認証</p> <p>住所 <u>(理容所を開設している場合は、理容所の所在地)</u></p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p>	略		開設予定年月日	年 月 日	同一の場所で現に開設されている美容所の名称		同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日	年 月 日	<p>様式第 4 号 (第 4 条関係)</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届 略</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>理容所を開設したいので、理容師法第11条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の 2 の規定に基づく検査を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第 7 号 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: center;">出張理容確認証</p> <p>住所</p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p>	略		開設予定年月日	年 月 日				
略																	
開設予定年月日	年 月 日																
同一の場所で現に開設されている美容所の名称																	
同一の場所で開設しようとする美容所の開設予定年月日	年 月 日																
略																	
開設予定年月日	年 月 日																

<p><u>理容所の名称（理容所を開設している場合に限る。）</u></p> <p>氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>確認番号</p> <p>出張理容を行うために使用する設備、用具等が理容師法第9条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p>	<p>氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>確認番号</p> <p>出張理容を行うために使用する設備、用具等が理容師法第9条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p>
---	--

（鳥取県美容師法施行細則の一部改正）

第2条 鳥取県美容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届 略</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">同一の場所で現に開設されている理容所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">出張美容確認証</p>	略		開設予定年月日	年 月 日	同一の場所で現に開設されている理容所の名称		同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日	<p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届 略</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">同一の場所で現に開設されている理容所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">出張美容確認証</p>	略		開設予定年月日	年 月 日	同一の場所で現に開設されている理容所の名称		同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日
略																	
開設予定年月日	年 月 日																
同一の場所で現に開設されている理容所の名称																	
同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日																
略																	
開設予定年月日	年 月 日																
同一の場所で現に開設されている理容所の名称																	
同一の場所で開設しようとする理容所の開設予定年月日	年 月 日																

<p>住所（美容所を開設している場合は、美容所の所在地） （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 美容所の名称（美容所を開設している場合に限る。） 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 確認番号</p> <p>出張美容を行うために使用する設備、用具等が美容師法第8条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p>	<p>住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 確認番号</p> <p>出張美容を行うために使用する設備、用具等が美容師法第8条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p>
--	---

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和25年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第4条、第5条関係） 広告物の表示等の許可基準</p> <p>1 略</p> <p>2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等 ア 略 イ <u>壁面、へい又は垣</u>を利用するもの <u>壁面、へい又は垣ごとに、表示面積の合計</u> が30平方メートル以下であること。</p> <p>3 略</p> <p>4 電柱を利用する広告板 (1) 大きさが縦1.5メートル<u>以下</u>、横0.5メートル<u>以下</u>であること。 (2)～(5) 略 (6) <u>電柱に添加する広告板は、電柱1本につき1個であること。</u> (7) <u>電柱に巻き付ける広告板は、電柱1本につき2個以下であり、かつ、表示面積の合計が1平方メートル以下であること。</u> (8) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 広告幕 ア・イ 略 ウ 旗及びのぼり (1) 略 (2) 地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の上端までの高さが5メートル以下であること。</p> <p>9～12 略</p>	<p>別表第1（第4条、第5条関係） 広告物の表示等の許可基準</p> <p>1 略</p> <p>2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等 ア 略 イ 壁面、へい又は垣を利用するもの 表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>3 略</p> <p>4 電柱を利用する広告板 (1) 大きさが縦1.5メートル、横0.5メートル<u>又は縦1.2メートル、横0.4メートル</u>であること。 (2)～(5) 略 (6) 電柱1本につき1個であること。</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>5～7 略</p> <p>8 広告幕 ア・イ 略 ウ 旗及びのぼり (1) 略 (2) 地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の<u>下端までの高さが1.5メートル以上であり、かつ、上端までの高さが5メートル以下</u>であること。</p> <p>9～12 略</p>
<p>別表第1の2（第4条関係） 案内誘導広告物等の許可基準</p> <p>1 条例第2条第1項第3号又は第3条第1項第3号の規定による指定に係る道路又は鉄道から</p>	<p>別表第1の2（第4条関係） 案内誘導広告物等の許可基準</p> <p>1 条例第2条第1項第3号又は<u>条例第3条第1</u>項第3号の規定による指定に係る道路又は鉄道</p>

<p>原則として1キロメートル以内に自己の居所又は事業所若しくは営業所（当該道路又は鉄道に隣接するものを除く。）がある者の自己の氏名等を表示するための広告物等であること。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第3（第5条関係） 適用除外の基準</p> <p>1 条例第3条の2第2項第1号の基準 表示面積の合計が10平方メートル以下であること。ただし、知事が別に定める地域にあっては、知事が別に定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 条例第3条の2第2項第2号の基準 (1)・(2) 略 (3) <u>同一方向の広告物等が1個であること。</u></p>	<p>から原則として1キロメートル以内に自己の居所又は事業所若しくは営業所がある者の自己の氏名等を表示するための広告物等であること。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第3（第5条関係） 適用除外の基準</p> <p>1 条例第3条の2第2項第1号の基準 表示面積が10平方メートル以下であること。ただし、知事が別に定める地域にあっては、知事が別に定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 条例第3条の2第2項第2号の基準 (1)・(2) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第3条第1項又は第3条の2第3項の規定による許可を受けて表示され、又は設置された広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示され、又は設置された広告物等であって、改正前の鳥取県屋外広告物条例施行規則別表第3の2の項に定める基準に適合するものは、平成28年9月30日までの間、改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則別表第3の2の項に定める基準に適合しているものとみなす。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
3 経営体育成基盤整備事業		3 経営体育成基盤整備事業	
(1) 振興山村、 過疎地域、 <u>特定農山村地域</u> 又は急傾斜地帯において行う事業	工事費の <u>100分の5</u> に相当する額	(1) 振興山村、 過疎地域又は急傾斜地帯において行う事業	工事費の <u>100分の10</u> に相当する額
(2) (1)以外の事業	工事費の100分の12に相当する額	(2) (1)以外の事業	工事費の100分の12に相当する額
略		略	
備考		備考	
1・2 略		1・2 略	
3 <u>この表において、「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。</u>		3 略	
4 略		4 略	
5 略		5 略	
6 略		6 略	
7 略		7 <u>この表において、「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。</u>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成29年3月31日</u>までに借り入れる貸付金(次項において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成28年3月31日</u>までに借り入れる貸付金(次項において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>

(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成29年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成28年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収納金の払込み)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計管理者は、会計管理者以外の部及び出納機関以外の機関の出納員が前2項の規定により処理した現金(証券)領収証書原符及び現金(証券)出納簿(様式第42号)について毎年<u>1回</u>以上検査を行わなければならない。</p>	<p>(収納金の払込み)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計管理者は、会計管理者以外の部及び出納機関以外の機関の出納員が前2項の規定により処理した現金(証券)領収証書原符及び現金(証券)出納簿(様式第42号)について毎年<u>2回</u>以上検査を行わなければならない。</p>
<p>(遅延利息等)</p> <p>第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に<u>相当する額</u>を控除した額につき年2.8パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(遅延利息等)</p> <p>第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に<u>対する相当額</u>を控除した額につき年2.9パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(落札の通知等)</p> <p>第132条 略</p> <p>2 落札者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に契約を締結しなければならない。<u>ただし、落札者が書面によりその日までに契約を締結できない理由を申し出た場合において、契約権者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(落札の通知等)</p> <p>第132条 略</p> <p>2 落札者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。<u>この場合において、県の休日の日数は、当該日数に算入しないものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p>

略	
総務部関西本部	総務部関西本部観光・ 情報発信チームのチー ム長
略	
生活環境部衛生環境研究 所	生活環境部衛生環境研 究所の総務課長
観光交流局・生活環境部 山陰海岸ジオパーク海と 大地の自然館	観光交流局・生活環境 部山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館の課 長補佐
略	

略	
総務部関西本部	鳥取県関西本部観光・ 情報発信チームのチー ム長
略	
生活環境部衛生環境研究 所	生活環境部衛生環境研 究所の総務課長
略	

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県園芸試験場	(1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略
略	
鳥取県西部教育局	次長
略	

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県園芸試験場	(1)～(5) 略 (6) <u>生物学研 究室長</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略
略	
鳥取県西部教育局	次長
鳥取県立船上山少年自然の家	係長
鳥取県立大山青年の家	係長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
地域振興部統計課	統計に関する県の刊行物の販売 代金及び送付に要する費用に係 る現金の収納に関する事務
略	
教育委員会事務局 小中学校課	鳥取県手数料徴収条例第2条第 1項第3号及び第316号から第321 号までに規定する手数料の収納 事務
略	

2 分任出納員に委任させる事務

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
地域振興部統計課	統計に関する県の刊行物の販売 代金及び送付に要する費用に係 る現金の収納に関する事務
地域振興部文化 政策課	鳥取県美術展覧会に係る出品料 の収納事務
略	
教育委員会事務局 小中学校課	鳥取県手数料徴収条例第2条第 1項第316号から第321号までに 規定する手数料の収納事務
略	

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務	区分	委任事務
総務部東京本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務	鳥取県東京本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
総務部関西本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務	鳥取県関西本部	ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
略		略	
鳥取県東部県税事務所	1 県税に係る歳入金及び歳入歳出外現金の一部の収納に関する事務 2 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務	鳥取県東部県税事務所・鳥取県中部県税事務所	県税に係る歳入金及び歳入歳出外現金の一部の収納に関する事務
鳥取県中部県税事務所	県税に係る歳入金及び歳入歳出外現金の一部の収納に関する事務		
略		略	
鳥取県鳥取空港管理事務所	空港施設に係る使用料の一部の収納に関する事務	鳥取県鳥取空港管理事務所	空港施設に係る使用料の一部の収納に関する事務
鳥取県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センターが発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務		

第2条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第10号その2を次のように改める。

その2

収 納 金 払 込 書 (磁気テープ等専用)
(鳥 取 県 公 金)

年 月 日

鳥取県指定金融機関

統轄店 御中

鳥取県指定代理金融機関 (鳥取県収納代理金融機関)

印

下記のとおり、鳥取県公金を払い込みます。

収 納 日	年 月 日			金 額				円
種 別	件 数							

指定代理金融機関控 (収納代理金融機関控)

収 納 金 払 込 書 (磁気テープ等専用)
(鳥 取 県 公 金)

年 月 日

鳥取県指定金融機関

統轄店 御中

鳥取県指定代理金融機関 (鳥取県収納代理金融機関)

印

下記のとおり、鳥取県公金を払い込みます。

収 納 日	年 月 日			金 額				円
種 別	件 数							

(鳥取県宿舍管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県宿舍管理規則(昭和57年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(貸付料)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年2.8パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りではない。</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年2.8パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年2.8パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。	<p>(貸付料)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 入居者等は、第4項に規定する納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の違約金を納付しなければならない。ただし、当該納付期限までに支払わないことについて知事が災害その他のやむを得ない理由があると認めるとき、又は違約金の額が100円未満であるときは、この限りではない。</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">注意事項</td> <td>納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。</td> </tr> </table> <p>注) 略</p>	略		注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年2.8パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。								
略									
注意事項	納付期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。								

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第4条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事はその責めに帰すべき事由により前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年2.8パーセントの割合で</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事はその責めに帰すべき事由により前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年2.9パーセントの割合で</p>

<p>計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事はその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>（前払金の返還）</p> <p>第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p>	<p>計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事はその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>（前払金の返還）</p> <p>第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき<u>年2.9パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第72条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.9パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県会計規則第120条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約に係る遅延利息又は違約金について適用し、施行日前に締結した契約に係る遅延利息又は違約金については、なお従前の例による。

- 3 第3条の規定による改正後の鳥取県宿舍管理規則第11条第7項の規定は、施行日以後の期間に係る違約金について適用し、施行日前の期間に係る違約金については、なお従前の例による。
- 4 第4条の規定による改正後の鳥取県建設工事執行規則の規定は、施行日以後に締結する請負契約に係る損害金及び遅延利息について適用し、施行日前に締結した請負契約に係る損害金及び遅延利息については、なお従前の例による。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(証紙の消印)</p> <p>第 5 条 前条の申請書、願書等を受理した本庁の課（課に相当するものを含む。<u>以下同じ。</u>）の長（警察本部の課にあつては、警察本部長が別に定める者。以下「課長」という。）又は出納機関の長（総合事務所にあつては各局の課の長、警察署にあつては警察本部長が別に定める者。以下同じ。）は、<u>貼</u> <u>り付けられた証紙を証紙消印（様式第 1 号）をもつて消印しなければならない。</u></p> <p>(証紙等の返還又は交換)</p> <p>第16条 小売りさばき人は、証紙又は始動票札を返還し、又は交換を受けようとするときは、証紙返還（交換）請求書（様式第15号）又は始動票札返還請求書（様式第15号の2）に証紙又は始動票札を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により提出された証紙又は始動票札を交換するときは、元売りさばき人から証紙又は始動票札の送付を受け、小売りさばき人に送付するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条、第 8 条、第13条関係）</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項の規定に基づく手数料（<u>同項第 2 号の 2、第 2 号の 3、第15号から第15号の 5 まで、第19号の 2、第181号、第224号から第 225号の 3 まで、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。</u>）</p> <p>(25) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(証紙の消印)</p> <p>第 5 条 前条の申請書、願書等を受理した本庁の課（課に相当するものを含む。）の長（<u>警察本部運転免許課</u>にあつては、警察本部長が別に定める者。以下「課長」という。）又は出納機関の長（総合事務所にあつては各局の課長、警察署にあつては警察本部長が別に定める者。以下同じ。）は、<u>はり付けられた証紙を証紙消印（様式第 1 号）をもつて消印</u>しなければならない。</p> <p>(証紙等の返還又は交換)</p> <p>第16条 小売りさばき人は、証紙又は始動票札を返還し、又は交換を受けようとするときは、証紙返還（交換）請求書（様式第15号）又は始動票札返還請求書（様式第15号の2）に証紙又は始動票札を添え、<u>元売りさばき人の証明を受け</u>たうえ、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>元売りさばき人は、前項の規定による証明をしようとするときは、証紙又は始動票札を収納し、証紙返還（交換）請求書又は始動票札返還請求書にその旨を記載しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第 1（第 2 条、第 7 条、第 8 条、第13条関係）</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項の規定に基づく手数料（<u>同項第15号から第15号の 5 まで、第19号の 2、第 181号、第224号から第225号の 3 まで、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。</u>）</p> <p>(25) 略</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥取県収入証紙規則の一部を次のように改正する。

様式第15号及び様式第15号の2を次のように改める。

様式第15号（第16条関係）

(A列4号)

証 紙 返 還 (交 換) 請 求 書

〒

ただし、

内 訳 (返還又は交換の理由)

種類	数量	券面額	売りさばき手数料	差引現金
10,000円	枚	円	円	円
5,000円				
1,000円				
500円				
300円				
200円				
100円				
50円				
10円				
5円				
2円				
1円				
計				

上記のとおり、証紙を添えて現金の支払（証紙の交換）を請求します。

年 月 日

小売りさばき人住所

鳥取県知事

様

氏名

印

様式第15号の2（第16条関係）

始 動 票 札 返 還 請 求 書

¥

ただし (返還の理由)

内訳

始動票札	始動票札に記録 されている金額	手数料額	差引現金
番 号 No.	円	円	円
番 号 No.			
計			

上記のとおり始動票札を添えて現金の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 様

小売りさばき人

住 所

氏 名



様式第15号の4を次のように改める。

様式第15号の4（第17条関係）

年 月 日

職 氏名 様

住 所

氏 名

⑧

電話番号

現 金 還 付 請 求 書

別添の証紙については、下記の理由により今後使用することがないので、鳥取県収入証紙条例第7条第1項ただし書の規定により、証紙を返還して現金の還付を請求します。

記

1 返還する証紙の定価 円

2 理由

3 振込希望口座

銀行・金庫		本店・支店・出張所・代理店	
農協・漁協		本所・支所	
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座		
口 座 番 号			
フリガナ			
口 座 名 義 人			

備考1 証紙を添付してください。

2 理由欄については、次の(1)～(5)の中から該当のものを選び、該当番号を記載してください。

- (1) 証紙による納付の必要がないにもかかわらず、誤って購入した場合
- (2) 印紙等と証紙を混同して購入した場合
- (3) 申請等を行う目的で証紙を購入後、本人の責によらない事情の変更により使用の見込みがない場合
- (4) 納付すべき金額を超えて証紙を購入した場合
- (5) その他本人の責によらない事由によって、証紙購入の目的が達せられなくなった場合

3 還付する金額は、返還する証紙の定価から証紙の定価の3.24パーセント（自動車税・自動車取得税証紙の場合は1.08パーセント）の証紙売りさばき手数料に相当する金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を差し引いた金額となります。

(例) 定価100円の証紙の還付金額

証紙の定価100円－証紙売りさばき手数料相当額3円＝還付金額97円

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事は、知事部局（会計管理者会計局及び会計管理者庶務集中局を除く。以下この条及び次条において同じ。）の本庁各課（課に相当するものを含み、<u>鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）</u>附則第2項の表の左欄に掲げる所属を除く。以下同じ。）、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局及び教育委員会事務局の本庁各課（<u>同表の左欄に掲げる所属を除く。以下同じ。</u>）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに警察本部の会計課に物品出納員を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>(物品保管主任)</p> <p>第5条の2 知事は、使用中の物品（会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。）の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の本庁各課、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「本庁各課等」という。）、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則第2条第2号に規定する機関及び同規則附則第2項の表の左欄に掲げる所属（以下「機関等」という。）に物品保管主任を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(借受け及び返還)</p> <p>第29条 借受物品の受納は、借受物品受入調書により、借受物品の返還は、借受物品返還調書により行</p>	<p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事は、知事部局（会計管理者会計局及び会計管理者庶務集中局を除く。以下この条及び次条において同じ。）の本庁各課（課に相当するものを含み、<u>鳥取県東京本部、鳥取県関西本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所</u>を除く。以下同じ。）、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局及び教育委員会事務局の本庁各課、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに警察本部の会計課に物品出納員を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>(物品保管主任)</p> <p>第5条の2 知事は、使用中の物品（会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。）の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の本庁各課、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「本庁各課等」という。）、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則（<u>昭和39年鳥取県規則第11号</u>）第2条第2号に規定する機関、<u>鳥取県東京本部、鳥取県関西本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター及び農林水産部農業大学校</u>（以下「機関等」という。）に物品保管主任を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(借受け及び返還)</p> <p>第29条 借受物品の受納は、借受物品受入調書により、借受物品の返還は、借受物品返還調書により行</p>

<p>わなければならない。<u>ただし、契約書を作成し、又は請書を徴する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(不用の決定及び処分)</p> <p>第30条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>わなければならない。</p> <p>(不用の決定及び処分)</p> <p>第30条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>出納機関の長は、取得価格が200万円以上又は売却予定価格が50万円以上の不用品を処分しようとするときは、不用品処分承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、機器等の更新によって不用となった機器等を処分する場合又は試験研究機関が飼養していた牛を処分する場合は、この限りでない。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県会計管理者等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前													
別表第1 (第3条関係)										別表第1 (第3条関係)													
1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限										1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限													
所 属 名	事項		事務処理権限の区分							出 納 機 関 の 名 称	所 属 名	事項		事務処理権限の区分							出 納 機 関 の 名 称		
	種類	内容	知 事	専決権者			委任決裁 権者					種類	内容	知 事	専決権者			委任決裁 権者					
				会 計 管 理 者	局 長	課 長	会 計 担 当 職 員	会 計 長	局 長						課 長	出 納 機 関 の 長	会 計 管 理 者	局 長	課 長	会 計 担 当 職 員		会 計 長	局 長
略										略													
物 品 契 約 課	略		3	同規則第30 条第2項の規 定による不用 品の売払い又 は廃棄	○						物 品 契 約 課	略		3	同規則第30 条第2項の規 定による不用 品の売払い又 は廃棄	○							
	三	鳥取県物 品事務取扱 規則(昭和 39年鳥取県 規則第12 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務										取得価格が 200万円以 上又は見積 価格が50万	三									鳥取県物 品事務取扱 規則(昭和 39年鳥取県 規則第12 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	取得価格が 200万円以 上又は見積 価格が50万

	円以上のもの の (二) (一)以外のも のもの	○																	
	略																		
	略																		
2 略																			

	円以上のもの の (二) (一)以外のも のもの	○																		
	略																			
	略																			
2 略																				